

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信



「自由と人権」HP

liberty&human rights NEWS

NO.43 (2024.6.19)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

ご自由に
お持ちください



目次

- ① 石川 逸子「ちいさな ちいさな いのち」 P1
- ② 「殺すな！ 5.25 ガザ地区停戦緊急行動」 P2~3
- ③ 【報告】住民訴訟 第1回口頭弁論 P4~6
- ④ 一池知事への出馬要請—公職選挙法第136条の2違反 P6~7
- ⑤ 重信房子『戦士たちの記録』(幻冬舎)を読んで P7~12
- ⑥ 逮捕されるべきは誰か【後記を兼ねて】 P12

ちいさな ちいさな いのち

石川 逸子

ちいさな
ちいさな
いのち

爆死した母の胎内から
そっと とりだされた
ちいさな いのち

はるかな昔から住んでいた土地を奪われ
それでも足りずに
だれかれなく いのちをねらわれる

母も 幼い四歳の姉も 爆弾に砕け散り
たったひとり 生きようとした
ちいさな いのち

絶え間なくつづく 爆撃のなか
医師は あなたに 名を授けた
母とおなじ名 サプリーン

生きよ 生きよ
手を尽くした医師のねがいも むなしく
土に還っていった

パレスチナ自治区
最南部ラファ クウェート病院
たった五日 生きた サプリーン

いま 医師は しずかに 差し出す
いたいけな あなたの写真を
世界に向かって

— 2024・5・7・朝日新聞より

「殺すな！ 5.25 ガザ地区停戦緊急行動」

前号の通信でもご案内した、イスラエル大使館近くの路上で開かれた「殺すな！ 5.25 ガザ地区停戦緊急行動」に参加してきました。「近くで」と書いたのは、警察官が阻止しっていて大使館前には行けなかったからです。呼びかけ人は鎌田慧さん・佐高信さん・落合恵子さんなど（案内をした前号の通信には「鎌田聡さん」と書いてしまいましたが、正しくは「鎌田慧さん」でした。お詫びします）。

まず「会場」にたどり着くまでが大変でした。すでにぼくの呼吸機能はかなり落ちていて、ほんの100m歩くだけでも立ち止まって息を整えなければなりません。地下鉄はご存じの通り、同名の駅でも路線が違ふと乗り換えの距離が極端に長いことが多い（普通の人であればあればなんともない距離なのだろうが、）。しかも、ただ単に地上の目的地に近いことだけを理由にして出口を選ぶと、エスカレータがなく階段だけなんてこともあります。エレベーターやエスカレーターのある場所まで行くにはかなり遠回りになり、そこで立ち往生。無理して階段を上るか諦めるか、さあどうする、自分！ こんなことは元気だったころには想像すらできませんでした。かといって東大和市の福祉タクシー券は都内では使い物にならない。この怒りはどこにぶつければいいのか！

ガザのことを思えばそんなことは言っていられないと思い直し、這ってでも、休み休みでも、とにかく地上に出なければならないという必死の思いで何とか地上へ。目的地に着いたときはもうへろへろ。ところが地上はカンカン照り。日陰に行きたいけれど、人がいっぱいで行かれない。仕方ないので、直射日光を浴びながら持参のメッセージボードを掲げました。内容は、

「Don't kill anyone! Israeli troops out of Gaza!!」（「誰一人として殺すな！ イスラエル軍はガザから出ていけ！！」）のつもり……ぼくは英語がほとんどできないので Google 翻訳にお世話になった。）

ついでに少しだけ持ってきた「戦争こりごり、原発まっぴらごめん党宣言」を道行く人に配る。

佐高信さんが抗議集会の開会を宣言、遅れて到着した鎌田慧さんのスピーチ、雨宮処凛さんの姿もあった。なんと石川逸子さんもおいでになっていて、ご自身の詩を朗読された。「ちいさな ちいさな いのち」この詩は表紙に使用させていただいたが、詩にも書きこまれているように今年5月7日の朝日新聞を見て創作されたようです。【※1】

その記事には次のように書いてありました。

パレスチナ自治区ガザにあるサブリーンさんの自宅は4月20日夜のイスラエル軍による空爆を受け、サブリーンさんと夫、3歳の娘は死亡した。母親のサブリーン・サニカさんは妊娠7カ月半だった。【※2】 サニカさんがラファのクウェート病院に運び込まれたとき、おなかの赤ちゃんがまだ生きてると医療スタッフが気づき、野外のテントで緊急の帝王切開手術を行い胎児を取り出した。その赤ちゃんは母親と同じ「サブリーン」と名付けられたが、数日後、サブリーンちゃんは亡くなった。（5月7日朝日新聞朝刊など）。【※3】

ぼくはこの詩と記事を読んで、とっさに栗原貞子の「生ましめんかな」を連想しました。ご存じの人も多いと思いますが、被爆直後の、破壊されたビルの地下室で産気づいた若い女性。血だらけの負傷者や死体が転がる地獄のような状況、そこで声をあげたのも、重症者である「産婆」。赤ちゃんは無事産声を上げた。【※4】 この詩も本通信 NO.8 でとり上げましたが、再度掲載します（前回は横書き、今回は縦書き）。

生ましめんかな

栗原 貞子

こわれたビルディングの地下室の夜だった。
原子爆弾の負傷者たちは
ローソク一本ない暗い地下室を
うずめて、いっばいだった。
生ぐさい血の匂い、死臭。
汗くさい人いきれ、うめきこえ
その中から不思議な声が聞こえて来た。
「赤ん坊が生まれる」と言うのだ。
この地獄の底のような地下室で
今、若い女が産気づいているのだ。
マッチ一本ないくらがり
どうしたらいいのだろう
人々は自分の痛みを忘れて気づかった。
と、「私が産婆です、私が生ませましょう」
と言ったのは
さっきまでうめいていた重傷者だ。
かくて暗がりの地獄の底で
新しい生命は生まれた。
かくてあかつきを待たず産婆は
血まみれのまま死んだ。
生ましめんかな
生ましめんかな
己が命捨つとも

医師の必死の処置にもかかわらずサブリーンは亡くなった、いやイスラエルによって殺された。

ガサの状況は悪化の一途をたどっています。イスラエルはハマス攻撃を「錦の御旗」として、パレスチナ抹殺を続けています。無関心を決め込むことはもちろん、声をあげても何も変えられないと諦めることは、死を賭しても新たな命を支えた重症の「産婆」のことを思うとき、なんと浅はかなことかと自らを省みてそう思います。

【※1】 新聞記事には「サブリーン」と書かれているが、詩では「サブリーン」となっているのでそのまま転記した。

【※2】 この時母親がまだ存命であったか否かはメディアによって分かれる。AP 通信の情報をもとにした朝日新聞では、母親はすでに死亡していたと書いているが、BBC ニュースでは帝王切開手術で助からなかったというニュアンスで伝えている。また、朝日新聞は 5 日後に赤ちゃんはなくなったと報じているが、BBC では 21 日未明に生まれたが、23 日に亡くなったと伝えている。その他にも伝えられている内容にいくつかの点で誤差がある。現地の状況がかなり混乱していることを推測させる。

この 2 つの記事（朝日と BBC）と、パレスチナ弁護士ラジ・スラーさんがパレスチナの現状を伝えるインタビュー記事（同日の朝日新聞朝刊）を以下の共有サイトのフォルダーに格納しておくので、興味のある方はご覧ください。

ガザ関係の記事



【※3】 上記の記述は主に朝日新聞をもとにしているが、一部 BBC の記事（2024.4.7）も参考にした。

【※4】 この母親から生まれた赤ちゃんは 2016 年の広島で商店を営んでいた。そしてなんと、詩では死んだことになっている赤ちゃんを取り上げた「産婆さん」も戦後存命であった。詳しく知りたい方は、以下の「中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター」のサイトをご覧ください。

中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター



【報告】 住民訴訟 第 1 回口頭弁論

開廷までのこと

6月5日、待ちに待った住民訴訟第1回口頭弁論の日。30分ぐらい前に霞が関の裁判所に到着し、5階の法廷近くの待合室に入りました。そこにはなんと顔見知りの人物がいるではありませんか。原告側の傍聴者ではありません。うち1名は被告東大和市役所の、いつも文書課で会っている職員でした。いたのは全員で4人です。4名のうち1名は弁護士だと思います（他の2名は不明）。

被告側の傍聴が来ていたのは初めてのことでした。これまでは代理人弁護士にすべてお任せで、市長が被告席に着くこともなく、傍聴にすら市役所関係者が姿を見せたことは一度もありませんでした。これまでぼくが関わってきた裁判の内、「陳情裁判」では東京地裁立川支部で判決を入れて10回、控訴審で判決を入れて2回（控訴審の判決言い渡しの時は、体調が悪く法廷には出られませんでしたが、市役所関係者の参加者もなかったろうと思います。）、「チラシ裁判」では東京地裁立川支部で判決を入れて6回、控訴審で判決を入れて2回、2つの裁判を合わせて計20回の裁判に一切姿を見せなかった被告東大和市の関係者が参加するなど、こういった風の吹き回しでしょうか。

第1回口頭弁論に弁護士が出廷することはめったにありません。その理由は、民事訴訟法第158条（訴状等の陳述の擬制）に「原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。」という定めがあるからです。つまり、第1回目の口頭弁論に限り、訴訟当事者（原告・被告、または代理人）が出廷しないときには、事前に提出した書面類の内容で陳述したものとするということです。

原告であるぼくは必ず出廷していますが、被告側の弁護士が来ているとは意外でした。ただし、弁護士に促されて職員が来たのか、職員が傍聴に来るから弁護士も仕方なくやって来たのかは不明です。

いずれにせよ、そのような事情で待合室に先に来ていた4人とばったり顔を合わせたようなわけです。知っている顔があったのでちょっとあいさつしたのですが、なんだか居心地悪そうにしている、4人は室外に「退避」してしまいました。まだ開廷まで20分以上あったので、裁判長の名前を確かめようと外に出たら、連中は廊下に立っていました。

開廷5分前になったので当事者入り口から法廷に入ると、廷内ではなにやらごちゃごちゃとやっている様子。担当の書記官が慌てて、「今判決朗読中なので、外に出て待っていてくれ」というので、とりあえず待合室に戻りました。その時には「またか！」と思いました。「チラシ裁判」における東京地裁立川支部での判決言い渡し後のトラブル（判決言い渡しが済んだあと裁判官がまだゴニョゴニョ言っているの、こちらが戸惑っていると、早く外で出てくれと担当書記官に強く促されたこと）があったので、高裁の裁判官に苦情を申し立てた事がありました。今回もまた申し立てをするようになるな、と思いました。

開廷5分前になっても当事者が入廷できないなど、あってはなりません。こんな差し出口をすれば裁判官の心証害するのは百も承知ですが、黙っているわけにはいかない。

いよいよ開廷

初めての行政訴訟、裁判官は 3 人（参考までに損害賠償請求訴訟である陳情裁判、チラシ裁判はいずれも、地裁が 1 人、高裁で 3 人の裁判官でした）。被告席には代理人弁護士が 2 人（後で職員に確かめました）、被告側傍聴人（市職員）2 人、原告側傍聴人ゼロ。立川支部なら気軽に来てくれた原告側傍聴人も霞が関まで出むくのは、いかに当方の裁判に心寄せていただいても負担が大きい、そのことは原告は承知しています。

いっぽう、被告市役所関係者は出張で来ているのでしょうから、交通費支給です。この段階で力の差は歴然としています。しかも、もし事故があっても労災で保障されます。その原資はすべて市民の収めた税金です。もちろん弁護士費用も、です。なんか複雑な気分ですが、雑念は振り払って原告席に着席しました。

裁判官入廷。この裁判長、珍しく名前を名乗りました。「篠田」さん。こちらは事前に確かめてあったけれど、悪い気はしない。しかし、そのこと自体は当たり前と言えれば当たり前、他の 2 人の裁判官が名乗らないことのほうがおかしい。裁判所にはこんな常識さえない輩が多い。

事前に提出してあった書面と証拠について、原告、被告それぞれに確認。ところが、ところが、ところが、「事実関係はこれで確認できたので、判決は……」と判決に至る次の予定をしゃべり始めました。

「ちょっ、ちょっ、ちょっと待って、なんでこれで結審？ どーしてそーなるの！」と心の中で叫びました。地裁立川支部でさえ、少なくとも 5 回は審理をしたのに、即結審かよ！ ここは高裁ではないだろーに。

原告はまだ証拠申出書を提出するつもりもあるし、違法性について追加の主張もするつもりであると申し立て、何とかこの日が結審にならないようにくい止めました。もしこれで結審となっていたら、ぼくは即控訴するつもりでした。裁判官は不満なようでしたが、つぎの口頭弁論の日を調整し、この日はお開きになりました。

忙しいんだか何だか知らないけれど、幕開けからこんな調子では、前途多難を予感させる 1 日でした。

はじめとしての上申書

先にも述べた通り、開廷予定時間 5 分前になっても入廷できない、しかもその理由がベルトコンベアーのごとき複数の事件の判決言い渡しでした。こんな一般社会の常識とはかけ離れたことを平気でやっている裁判所にたいして、ひとこと言ってやらねば気が済みません。

第 1 回口頭弁論が済んで 1 週間後、裁判所に次のような上申書を提出しました。ほとんど効果はないでしょうが（むしろマイナスかもしれませんが）、黙っていたのでは「裁判所の常識（世間の非常識）」を受け入れたことになってしまいます。

以下は上申書の一部です。

原告であれ被告であれ、裁判などということは、その生涯においてめったに訪れることではありません。裁判に臨むということはそれだけに重大な決意を要し、不安と緊張を強いられることです。

さらに、弁護士に代理を委任するとなれば、日常的には使用しない巨額を必要とします。それに比べれば、本件申立人の場合は本人訴訟のため経済的な負担は軽いという側面はあります。しかし、訴訟にかかる時間と労力は並大抵のものではありません。そのような負担を覚悟してまで訴訟に踏み切るのは、いかんとも納得し難い事態に直面したからにほかなりません。

かくのごとき訴訟に踏み切るにあたって、当事者は裁判所に対し深い信頼と強い期待を抱いています。とこ

ろが厳正なる裁判の場で、開廷 5 分前になっても入廷できない、裁判の最終局である判決言い渡しにおいて当事者を軽視したような方法がとられていると、だれが想像するのでしょうか。

裁判に関わっていることが日常的である司法関係者の方々からすれば、単純な作業は手早く済ませたいという気持ちは理解できます。しかし、「理解できます」というのは、あくまでも「裁判当事者を尊重したうえで」という限りにおいてです。

判決言い渡しについて言えば、もしそこに「当事者」がいないのであれば、略式としてこのような判決書の機械的読み上げはあり得るのかもしれませんが。しかし、裁判当事者が出廷している場合は、裁判は厳格かつ厳粛に行われなければなりません。それが当事者に対する礼儀であり、裁判所の権威を守る砦の石垣であります。

当事者として関わっている裁判の判決言い渡しが、まるでベルトコンベアーに載せられているかのように淡々と処理されていくという風景は、当事者にとって耐え難いものです。原告か被告のいずれかが出廷している限りにおいては、きちんと裁判官の出廷をもって開廷を宣し、裁判官の退廷をもって閉廷にするという正式な手続きに沿った姿を、当事者としては欲します。

言わずもがなのことですが、裁判はいったい誰のためにあるのでしょうか。正解はもちろん「当事者のため」ということです。誰もが口ではそう答えます。しかし上記のような実態に遭遇した場合、「裁判は裁判所関係者のためにあるのではないか」と感じてしまっても不思議はありません。

霞が関の「常識」が世間の「非常識」と言われることのないよう、このような実態が早急に改善されるよう望みます。



—小池知事への出馬要請— 公職選挙法第 136 条の 2 違反

東京都内の 52 市区町村長が連名で小池知事への出馬要請をしたという記事（右）がありました。公職の長にあるものが雁首をそろえて選挙戦への出馬要請をすることなど見識を疑わせる事態ですが、そもそもこんなことが許されるのでしょうか。

「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」を定めた公職選挙法第 136 条の 2 に次のような定めがあります。

「次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。1 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しく

小池知事に出馬要請
都内市区町村長の有志52人

医療福祉などに力を入れてこられた」と小池都政の実績を評価。長友市長も「必ずしも意見が合ってきたわけではないが、(これまで)の知事(よりも)個別に意見交換できる機会があった」と述べた。

小池都政では、18歳までの都民1人に5千円を給付する「018サポート」など、都の事業を巡り区市町村から調整不足を指摘されるケースもある。会見でこうした点を指摘された吉任区長は「驚くところがあるのは事実」としつつ「今後はコミュニケーションをしっかりと取っていきたい」とした。

この日は、小池知事が特別顧問を務める地域政党「都民ファーストの会」と都議会公明党も、知事とそ

れぞれ面会し、出馬を要請。都議会自民党も面会し、出馬要請はしていないものの、都政での連携について確認したという。

(渡辺真由子、三宅千智)

要請に加わらなかった首長は次の通り
保坂展人・世田谷区長、長谷部健・渋谷区長、酒井直人・中野区長、岸本聡子・杉並区長、酒井大史・立川市長、石阪丈一・町田市長、白井亨・小金井市長、小林洋子・小平市長、阿部裕行・多摩市長、高橋勝浩・稲城市長

【2024年5月29日東京新聞朝刊】

は特定地方独立行政法人の役員若しくは職員（以下略）」

公選法のこの規定が妥当だと個人的には考えていませんが、一般の公務員に対して選挙へのかかわりを厳しく規制しておいて、そのトップに立つものが同じことをして許されるなどということがあってはなりません。

これを受けて小池さんが選挙戦に参加しなければ問題にはならないけれど、出馬するとすれば「立派な」公務員の地位利用にあたります。同じことを一般の公務員がやれば、間違いなく警察にしょっ引かれるところです。首長の行いは問題ではありますが、新聞がこのことを批判的に取り上げていないことのほうがむしろ不可解です。

国の代表であり、国家公務員のトップである総理大臣が、特定宗教施設である靖国神社に参拝するという憲法第20条3項（国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない）違反を犯しても失職せずにいるこの国にあっては、「宜なるかな」などと言って済ませてはイカン！

どこの首長が要請に参加したか、そしてどの首長がこれに参加しなかったかということは記憶に刻んでおく必要があります。

（以下、2024年5月28日 東京新聞 TOKYO Web より）

【小池知事への出馬要請に参加した 52 市区町村長】

千代田区長（樋口高顕）・中央区長（山本泰人）・港区長（武井雅昭）・新宿区長（吉住健一）・文京区長（成沢広修）・台東区長（服部征夫）・墨田区長（山本亨）・江東区長（大久保朋果）・品川区長（森沢恭子）・目黒区長（青木英二）・大田区長（鈴木晶雅）・豊島区長（高際みゆき）・北区長（山田加奈子）・荒川区長（西川太一郎）・板橋区長（坂本健）・練馬区長（前川耀男）・足立区長（近藤弥生）・葛飾区長（青木克徳）・江戸川区長（斉藤猛）・八王子市長（初宿和夫）・武蔵野市長（小美濃安弘）・三鷹市長（河村孝）・青梅市長（大勢待利明）・府中市長（高野律雄）・昭島市長（臼井伸介）・調布市長（長友貴樹）・日野市長（大坪冬彦）・東村山市長（渡部尚）・国分寺市長（井沢邦夫）・国立市長（永見理夫）・福生市長（加藤育男）・狛江市市長（松原俊雄）・東大和市長（和地仁美）・清瀬市長（渋谷桂司）・東久留米市長（富田竜馬）・武蔵村山市長（山崎泰大）・羽村市長（橋本弘山）・あきる野市長（中嶋博幸）・西東京市長（池沢隆史）・瑞穂町長（杉浦裕之）・日の出町長（田村みさ子）・奥多摩町長（岡伸公）・檜原町長（吉本昂二）・大島町長（坂上長一）・利島町長（村山将人）・新島町長（大沼弘一）・神津島町長（前田弘）・三宅町長（山高亜紀子）・御蔵島町長（徳山正彦）・八丈町長（山下奉也）・青ヶ島町長（佐々木宏）・小笠原町長（渋谷正昭）

【参加しなかった 10 区市長】

世田谷区長（保坂展人）・渋谷区長（長谷部健）・中野区長（酒井直人）・杉並区長（岸本聡子）・立川市長（酒井大史）・町田市長（石阪丈一）・小金井市長（白井亨）・小平市長（小林洋子）・多摩市長（阿部裕行）・稲城市長（高橋勝浩）



重信房子『戦士たちの記録』（幻冬舎）を読んで

パレスチナ

パレスチナのことに強い関心を持つに至ったきっかけはよく覚えていません。50年以上も前、そのころ発刊されていた報道写真誌にあった写真家 広河隆一さんが伝えるパレスチナの記事を読んだことでした。画像についてはほとんど覚えてはいませんが、パレスチナ問題に関する記述（国連決議によってパレスチナの地にイスラエルが建国され、中東戦争を経て、イスラエルによる暴力的な支配と難民化が続いているというような内容）によりパレ

スチナの人々が置かれている不条理な現実を知りました。それまでぼくのユダヤ人に対する見方は、西欧諸国やロシアでの反ユダヤ主義による人種差別や迫害の被害者、中でもナチスドイツによるホロコーストの悲惨な歴史の犠牲者であるというものでした。そのこと自体は間違いではなかったものの、パレスチナの人々に対しては一転して加害者として暴虐をふるっている、そのことに大きな衝撃を受けました。同時に、土地を追われ難民化しているパレスチナの人々に対し、自分に何ができるのかを考えていました。

そんな時代、70年代に入った頃から航空機ハイジャック事件などが立て続いて起こっていました。その中には捕虜の釈放や亡命を要求する PFLP（パレスチナ解放人民戦線）などを含む各地の解放戦線のものがありました。日本でも赤軍派メンバーにより日本航空機「よど号」がハイジャックされ、朝鮮人民共和国へ強制着陸させられ、メンバーは同国に亡命しました。その後、他の赤軍派メンバーが PFLP と共に（またはその作戦のもと）、「ハイジャック闘争」を繰り返していました（その「闘争」のひとつがこの本で紹介されている「リッダ闘争」です）。

ぼくにとってそれらの事件は新聞紙面を飾る事件のひとつでしかなかったものの、赤軍派メンバーをしてここまでさせる心の奥底には、虐げられ続けているパレスチナの人々への深い思い入れがあるはずだと考えていました。たとえ、赤軍派の持っている独自の世界観と軍事的な戦略がその背景にあるとしても、です。重信房子さんもそのようにしてパレスチナに渡ったひとりです。

パレスチナの人々が置かれている厳しい現実を知るにつけ、何かしないではいけないという思いに駆られながらも、何もできない（しようとしな）ジレンマを抱えている自分にとって、軽々と国境を越え（たように見える）彼らは眩しい存在でした。

2000年、帰国していた重信さんは逮捕され、有罪（重信さんは旅券法違反については認めています、起訴された「ハーグ事件」は日本人が関わっているものの、あくまでも PFLP の作戦であったこと、その当時日本赤軍という独立した組織は結成されておらず、検察による冤罪であると主張しています。（※1「オリーブの樹 100号」）となり、刑に復しました。2022年、刑期を終えた重信さんは出所しました。その重信さんが2月にお隣の東村山市で開かれた映画会にやってくることを知りました。重信さんがどのようなことを語るのかに関心があり、これに参加、この時のことは「通信 NO.40」にも書きました。

その時に抱いていたぼくの関心は具体的なものではありませんでしたが、言葉にすれば以下のようなことだったように思います。重信さんを含む彼ら赤軍派のメンバーをパレスチナに向かせた内面的な動機はどのようなものだったのか、国内での課題があまたある中であえてパレスチナでの闘いを選択したのはなぜなのか、またそのことは日本での課題とどのように関わると認識しているのか。

しかし期待していたような結果はその場では得られませんでした。もともと、パレスチナをテーマにした映画の上映会でしたし、重信さんもパレスチナ現実を伝えるためにゲストとして参加されたのですからそれは当然でした。でもぼく自身にとっては何となく未消化で、その後重信さんの書かれた本を2冊読んでみました。そのうちの1冊がこの本でした。

暴力と非暴力

上映会での重信さんの発言に期待していたことの他にも、知りたいことがありました。それは暴力と非暴力の関係についてでした。もう少し広げて言えば、戦争と平和・反戦活動、侵略とそれに対する抵抗についてです。でき

るなら重信さんがどのように考え、行動の中でその考えがどのように変化してきたのか、それとも変化することはなかったのかということです。

平和や反戦について公然と反対する人はいません。しかし、かつて日本が引き起こした戦争中は、平和や反戦を口にするだけでも罪に問われ逮捕されました。諸外国でも他国との戦争継続中は、罪に問われないまでも、反戦・平和はタブーとされがちです。現在の日本でも「平和を守るため戦争しない」「戦争に反対するから武力を持たない」とは誰でもが口にするわけではありません。むしろ「戦ってでも平和を守る」「戦争を起こさせないために強力な武力を持つ」という言い方が今では一般的なのかもしれません。この国では憲法第 2 章第 9 条に、戦争の放棄と武力による威嚇・攻撃を放棄し（1 項）、戦力の不保持と交戦権の否定（2 項）を謳っているにもかかわらずです。このような倒錯した状況にある日本に帰還した重信さんの考えを知りたかったのです。

結論から言えば、重信さんの思想の変化についてはよくわかりませんでした。人の思想が安易にわかるはずもない上に、合法・非合法（日本の法制度に関してという意味において）の境界線上にあり、主に国外での活動という重信さんのありようがそれを一層困難にしていると言えるでしょう。あえて言えば、時代の変化や状況の推移により答えは変わるということかもしれません。

重信さんは 2001 年 4 月の日本赤軍の解散に向けて次のように述べています（この年の 5 月 30 日、日本赤軍は正式に解散を表明しています）。

私たちの闘いが日本において政治性を欠いた“犯罪”としてしか認知されていないことは、当初は認め難く思いましたが、時を経て、自らの闘いを歴史に相対化する中で、日本の人々が支持出来るような闘い方をしてこなかったことを被害者を通して深く考えさせられました（本書 238 頁）

とはいえ、日本との関係においてこのように認識したということであって、当時のハイジャック闘争を自己批判するものではないし、パレスチナでの武装闘争を否定するものでもないということは本書全体を通して伝わってきます（だからと言ってぼくはそれを批判する意図はないし、そんな資格もないことは承知しています）。

日本赤軍としては、1977 年にそれまでの「武装闘争依存体質」について批判的総括を行っている（本書 230 頁）けれども、それは「依存体質」を自己批判したもので、武装闘争そのものを否定したものではありません。重信さん自身も本書の終盤で次のように述べています。

70 年代の闘いは時代と不可分の意味があったと確信しており、闘いは反省を持ち、教訓としているが、後悔はしていない。

また「武装闘争」についても言えば、武装闘争は社会革命において一概に否定することはできない。支配権力・体制がどのような質の人民弾圧を行っているのか、また人民の側の武装闘争の持続可能な条件によって判断される。ことにパレスチナは、よその権力に支配占領されている人民なのである。日本の現在において、もちろん武装闘争は論外でも、パレスチナをはじめとする支配権力の出方が政治性の余地のない暴力支配の弾圧をくり返す以上、生存の闘いとして武装闘争も理解されるべきだ。戦略的に人民と社会革命を前進させる手段として、武装闘争は有効である。ただし支配権力に対する人民の側の勝利は、軍事を超える政治思想の力によってこそ導かれるだろう。（本書 345～346 頁）

どんな条件の下でも武装闘争は許されないかどうかは今のぼくには答えを出せません。しかし現体制に批判的にならざるを得ない側に立つ者として、重信さんのこの主張を否定することはできません。ここでは、おかれた場の違いと時代状況に制約されざるを得ないということを再確認するばかりです。それでも文末の「支配権力に対する人民の側の勝利は、軍事を超える政治思想の力によってこそ導かれるだろう。」は重要です。

「ボランティア」

彼らをパレスチナ現地に赴かせ、武装闘争にまで駆り立てたものは何だったのか。パレスチナへの共感があっても「跳びたてない」者との違いは何なのか。そのヒントとなるものだけでも得られないだろうかという淡い期待がこの本を読み始めたもう一つの動機であり、前述のごとく映画会に参加した動機でもありました。

この文章のはじめ（7 頁中ごろ）でぼくは「赤軍派の持っている独自の世界観と軍事的な戦略がその背景にある」と書きましたが、これは当時の学生運動内にあったいくつかの政治党派のうちの一つ、ブント（共産主義者同盟）から派生した「赤軍派」の主張する論理（国際根拠地論）に基づき、パレスチナに行くことを選択したということです。本書の中で重信さんは次のように語っています。

パレスチナでは医者や技術者などのボランティアを求めており、欧州の左派もたくさんボランティアを派遣していることを知りました。（中略）私は組織の決定を得て、赤軍派の医師と話をしてパレスチナに行くことを確認しました。チームとして医者と看護師 技術者で行くことを目指すことにしました。（中略）しかし医者の方の準備が遅れていました。それで私は当初「送り出し役」だったのですが、結局私も派遣部隊に加わることになりました。（本書 42～43 ページ）

これを読んでなるほどと思いました。「ボランティア」という言葉に合点がきました。政治的な背景がない者にとっても、「ボランティア」としてなら現地に赴くことが（大きな決断を迫られるとしても）想像できなくはない。

国外ではないけれど、現に自分自身も何度か似たような経験をしています。近くは東日本大震災の時に、大震災の現場に立ち会いたいという思いと、何かをしないではいられないという気持ちから災害ボランティアとして 3 回ほど岩手県に赴きました。また昔のことになりますが、空港建設のために国から不当に土地を奪われようとしている千葉県成田市三里塚・芝山地区の現地農民の支援のため、何度か援農に出かけたこともあります。もちろん無党派という立場でした。これも今から考えればボランティアの一種です。

すなわち、「ボランティア」という概念（位置づけ）を踏み台にすれば、外部の人から見れば突飛なことと思われるようなことでも、意外にすんなりと次のステップに進むことも可能なのではないかと思うのです。パレスチナに関して言えば、言葉や生活習慣の違い・危険の有無などがありながらも、ボランティアとしての派遣と考えればあながち想像できないことではありません。

ただし、「リッダ闘争」（一般には「テルアビブ空港乱射事件」と称されている）に関して言えば、奥平武士さん、安田安之さんのように死を賭して闘い、現に（自爆し）亡くなられているわけですから、仮にボランティアとしての参加がきっかけであったとしても、このような受け止めが一概に妥当かどうかはわかりません。

リッダ闘争については本書を読んで改めて感じたことがありますので、項を別にして書きます。

リッダ闘争について

テルアビブ空港で起きた日本人赤軍派義勇兵による「銃乱射事件」について、ぼくはマスコミ報道にあったこと以上のことを知らなかったし、この本を読むまでそのようなもの（無差別銃撃テロ）だと疑いもなく受け止めていました。おそらくアラブ圏以外の地域では誰でもがそのような認識だったでしょう。

しかし、このようなマスコミ報道のもとになったものはイスラエル当局による発表であり、この作戦の実行主体である PFLP も赤軍派は異なった声明を発しています。両者にとって事件の評価が正反対であるのはむしろ当然としても、事実については可能な限り正確かつ中立的でなければならないと思います。事件の衝撃があまりに大きなものであったが故に、感情に流され、一方的な発表をうのみにしていなかったかということを確認する必要があるのではないのでしょうか。

発表内容における大な違いは、銃による攻撃が軍人、非軍人を区別しない無差別乱射であったか否かということとです。

後に、義勇兵のひとりであり空港で逮捕された岡本公三さん（1985 年に捕虜交換で釈放）の軍事法廷での弁護をすべくイスラエルに渡った（が、テルアビブ空港でイスラエルから入国拒否された）救援連絡センターの庄司博弁護士（故人）は、イスラエル弁護士会に対して次のように訴えました。〈注〉

私はあなたがた（イスラエル弁護士会）の注意を喚起し、あなたがたの職業的協力と援助を求めようとするものです。

1、今日までのテルアビブ事件に関する新聞報道は感情論の域を出ず、そのため表面的報道にとどまっている。この事件の実際の事実は、イスラエルの警察当局からまだ発表されていないと言わざるをえない。このことは法廷での事件の判断に影響を及ぼしかねないものと思われる。（2・3は略 本書 213～214 頁）

「1、」の事実関係については庄司弁護士の述べる通りですが、「2、軍事裁判における通訳の能力の問題」、「3、日本人弁護士の必要性」の訴えを含めイスラエル側はすべて無視しました。

この本では次のような不公正な事実も紹介されています。

イスラエル捜査当局はアハマッド岡本が、自分だけ生き残ったことを悔いているのを利用して、取調べの際「取り引き」を提案した。アハマッドが、これまでの経緯をすべて語れば、自決のためのピストルを渡すと約束した。それを真に受けて、アハマッド岡本はこれまでの経緯を話し、そしてピストルを受け取った。しかしピストルの引き金を引いた時、弾は入っていなかった。このことは、軍事法廷で弁護士役を引き受けた者によって暴露された。（本書 214 頁）

このような卑劣な対応をするイスラエル当局、その管理のもとに発表される「事実」、そして「裁判」が公正であろうとはとても考えられません。

ここから導き出される教訓は、両者が戦争状態の時、どちらか一方の発表だけをうのみにしてはならないとい

うことです。ただし両者の軍事力は、圧倒的にイスラエルが強大であるということを忘れてはなりません。例えば、拳銃で戦車に立ち向かうようなものです（それは現在でも同じです）。

この事件は、少なくとも当時の日本・アメリカを含む欧米圏の一般市民にとって、「無差別テロ」という「事実」として十分に検証されることもなく定着させられていたものでした。それがこの本を読んで得たぼくの認識です。

<注>庄司宏弁護士による「イスラエル軍事裁判の疑問」(※2)と題する一文が「オリオンの会」のサイトに載っています。

※1「オリーブの樹 100号」と※2「イスラエル軍事裁判の疑問」を共有サイトのホルダー「※1・※2文書」に格納しておきます。関心のある方は右のQRコード読み取り、 ※1・※2文書  ご覧ください。



逮捕されるべきは誰か【後記を兼ねて】

脱税まがいのウラ金作り、選挙で当選ニセ議員。悪事ばれても、「やってるふり」してザル法づくり。ウラ・ニセ・ザルの3兄弟。捕まる奴らは小者か干物。幹部安泰国会で、札束まくらに高いびき。そーいや以前は警察が、裏金作ってばれたとき、処分されたは数々あれど、最高幹部やお目付の、公安委員も委員長も、責任取らず、取らされず、いつの間にやら煙のごとく、なかった話になりました。そんなケーサツ体質は、今も昔も変わりなし。沖縄密約発覚しても、しょ

23 特報 11版 2024年(令和6年)6月9日(日曜日) 東

本音のコラム

守秘義務違反で逮捕された鹿児島県警の前生活安全部長・本田尚志氏が、裁判所の勾留理由開示の場で、野川明輝県警本部長が警察官による盗撮やストーカー犯罪を隠蔽しようとしたことが許せなかったと語った。事実なら本田氏の行為は犯罪どころか、警察の不正を糾す正義の行為だ。

野川本部長は「隠蔽の意図」を否定し、露木康浩警察庁長官は盗撮やストーカーについて「必要な対応がとられた」と説明したが、本田氏が隠蔽に関する文書を某記者に送ったのが3月28日、盗撮警官が逮捕されたのが5月13日だから、「隠蔽しようとしたが、露見し

公安委員会は何してる？

前川 喜平

そつになったので、慌てて逮捕した」というのが真相だろう。警察は長官以下組織ぐるみで「隠蔽を隠蔽」している。

日本の警察は政治権力に従属し、上には弱く下には強く身内には甘い組織に成り下がっている。そんな警察に我々の安全を託すことはできない。

警察を民主的に統制するのは公安委員会の任務のはずだが、国家公安委員会委員長の松村祥史国務大臣は露木長官と同じことしか言わなかった。

国家公安委員会の委員は年間2千万円以上の報酬を得る常勤職だ。県の公安委員は非常勤だが、その報酬は年間200万円を超える。彼らはその報酬に値する仕事をしているのか。警察の不正を見逃すだけなら報酬は返上した方がいい。(現代教育行政研究会代表)

2024.6.9

っ引かれるのは暴いた記者よ。裁判官も共犯だ。内部でケーサツ告発すれば、またもや逮捕は告発者。ほんとの犯人わかっていても、みんなで隠せば怖くない。日本全土や大海を、汚して壊した原発事故の、掃除も補償も責任も、何にも取らずに再稼働。トードン責任自覚なし。そりゃーそーだよ、「聖戦」で、何千万もの人々が、殺され捨てられ見放され、それでも国の責任者、処刑もされずに生き残り、江戸のお城でご安泰。ホンによい国ニッポンボン！



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

**確定判決前の弁護士成功報酬支払は
公金の違法支出だ！
ご都合のつく方、傍聴をお願いします**

住民訴訟 第2回口頭弁論
(東大和市弁護士成功報酬違法支出事件)
場所：東京地方裁判所522号法廷(5階)
(地下鉄丸ノ内線霞ヶ関)
日時：7月17日(水)午前11時